

調査員登録にあたって

【登録調査員について】

登録調査員の主な業務は、統計調査のために調査対象の現地に赴き、調査票の配布と回収を行っていただくことです。あらかじめ市の登録調査員に登録しておくことで、市から依頼を受け調査活動にご従事いただけます。調査活動に従事いただいた場合は報酬をお支払いいたします。（調査内容によって報酬額は異なります。）

【調査の依頼について】

調査の依頼の際は、市総務課からお電話にてご連絡いたします。

統計調査は各年度により実施回数や規模等が異なりますが、調査の規模や調査対象の地区等を考慮した上でご依頼させていただきますので、毎回調査の依頼があるものではありません。

【調査の仕事の流れ】（例）

市総務課より電話連絡にて調査依頼（引受け後は原則辞退不可）

↓

調査員説明会へ出席（2時間程度）

↓

担当調査区の範囲と調査対象を確認

↓

調査票の配布（1週間～2週間程度の期間中に配布）

↓

調査票の回収（1週間～2週間程度の期間中に回収）

↓

書類の検査・整理

↓

調査書類の提出（市役所へ持参）

【その他留意点】

毎年度末頃（2月～3月頃）に、次年度の統計調査の従事意向確認及び登録継続のアンケートを市より送付させていただきます。複数回連続でアンケートへの返信がなかった場合、こちらで登録抹消とさせていただきます。

登録調査員へのご登録は、必ずしも調査依頼を確約できるものではないことを
予めご了承ください。

【お問い合わせ先】

西宮市総務課 統計チーム <tel:0798-35-3503>